

山形県県土整備部建設DX推進協議会

設置要綱

（目的）

第1条 本県における建設産業が抱える担い手不足等の課題を克服し、4Kを実現することを目的として策定した「山形県建設DX推進戦略（以下「推進戦略」という。）に掲げる施策を官民一体で推進するため、山形県建設DX推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）推進戦略に掲げる施策の実施状況の検証及び見直しに関すること。
- （2）推進戦略の変更に関すること。
- （3）人材DX（デジタル人材の育成）の推進に係る研修計画等の立案及び実施に関すること。
- （4）その他、建設DXの推進に関し、必要と認める事項に関すること。

（組 織）

第3条 協議会は顧問、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 顧問は、県土整備部長をもって充てる。
- 3 会長は、技術統括監をもって充てる。
- 4 副会長は、建設企画課建設技術・DX推進主幹をもって充てる。
- 5 委員は、別表1の所属から指名された者又は職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、協議会の会務を総括する。
- 7 会長は、協議会を招集し、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。
- 8 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（作業部会）

第4条 所掌事務を遂行するにあたり、具体的な事項を検討するため、実務担当者で構成する作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、技術統括監をもって充てる。
- 4 副部会長は、建設企画課建設技術・DX推進主幹をもって充てる。
- 5 部会長及び副部会長は、作業部会を招集し、必要に応じ別表2の所属の中

から部会員を指名し出席を求めることができる。

- 6 部会長及び副部会長は、必要に応じ作業部会への関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、山形県県土整備部建設企画課及び一般社団法人山形県建設業協会、一般社団法人山形県測量設計業協会に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。

この要綱の改正は、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

役 職	所 属 ・ 職 名
顧問	県土整備部 県土整備部長
会長	県土整備部 技術統括監
副会長	県土整備部建設企画課 建設技術・D X推進主幹
委 員	一般社団法人 山形県建設業協会 専務理事
	一般社団法人 山形県測量設計業協会 専務理事
	公益財団法人 山形県建設技術センター 業務部長
	県土整備部管理課 課長
	〃 建設企画課 課長
	〃 県土利用政策課 課長
	〃 都市計画課 課長
	〃 下水道課 課長
	〃 道路整備課 課長
	〃 道路保全課 課長
	〃 河川課 課長
	〃 河川課流域治水推進室 室長
	〃 砂防・災害対策課 課長
	〃 空港港湾課 課長
	〃 建築住宅課 課長
	〃 建築住宅課営繕室 室長
	会計局次長
	村山総合支庁建設部 建設部長、西村山次長、北村山次長
	最上総合支庁建設部 建設部長
	置賜総合支庁建設部 建設部長、西置賜次長
	庄内総合支庁建設部 建設部長

別表 2

役 職	所 属 ・ 職 名
部会長	県土整備部 技術統括監
副部会長	県土整備部建設企画課 建設技術・D X推進主幹
部会員	一般社団法人 山形県建設業協会 事務局長
	一般社団法人 山形県測量設計業協会 D X推進部会長
	公益財団法人 山形県建設技術センター 業務部次長
部会員 (右記に掲げる所属の中から指名)	県土整備部管理課
	〃 建設企画課
	〃 県土利用政策課
	〃 都市計画課
	〃 下水道課
	〃 道路整備課
	〃 道路保全課
	〃 河川課
	〃 河川課流域治水推進室
	〃 砂防・災害対策課
	〃 空港港湾課
	〃 建築住宅課
	〃 建築住宅課営繕室
	会計局工事検査課
	村山総合支庁建設部
	最上総合支庁建設部
	置賜総合支庁建設部
	庄内総合支庁建設部

令和6年度10月末時点の取組状況について

○ 4つの柱の取組状況

1) 整備DX

目標指標	現状値	指標値		
県土整備部所管発注工事におけるICT活用工事を中心としたデジタル技術を活用した工事件数の割合	4.2%	R 6	R 7	R 8
	(R 4)	20%	50%	70%

① 県土整備部の工事発注件数に対するICTの取組状況

令和5年度及び令和6年度10月末までのICTの取組状況を見てみると、総合評価のICT希望型の発注件数は昨年の約2倍に増加し、総合評価で発注することによるICT実施率も4.5%から13.7%に上昇している。

発注者指定、受注後の協議等による取組を含めたICT実施件数（ICT実施件数④）も、10月末時点で昨年度と同程度の件数に達している。

また、令和6年度の総合評価ガイドライン改訂の前後で取組を比較すると、明らかにガイドライン改訂後の方がICT施工の取組が進んでいる。総合評価の発注件数の増加がICT実施率の向上に直結する。

*** 今後も引き続き、総合評価のICT希望型の発注件数を増やし、ICT施工の推進に御協力いただきたい。**

○ 令和5年度

令和5年度									
発注地域	発注件数 ①	総合評価件数				総合評価		ICT 実施件数 ④	ICT 実施率 ④/①
		ICT希望型件数 ②	ICT希望型件数		ICT 発注率 ②/①	ICT 実施率 ③/①			
			加点あり ③	加点なし					
本庁	4	4	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
村本	98	62	6	5	1	6.1%	5.1%	13	13.3%
西村山	37	25	4	4	0	10.8%	10.8%	5	13.5%
北村山	42	30	4	2	2	9.5%	4.8%	9	21.4%
最上	100	78	5	1	4	5.0%	1.0%	7	7.0%
置本	84	52	13	8	5	15.5%	9.5%	11	13.1%
西置賜	75	32	2	0	2	2.7%	0.0%	2	2.7%
庄内	113	76	7	5	2	6.2%	4.4%	16	14.2%
計	553	359	41	25	16	7.4%	4.5%	63	11.4%

○ 令和6年度(4月～10月)

令和6年度(4月～10月)									
発注地域	発注件数 ①	総合評価件数				総合評価		ICT 実施件数 ④	ICT 実施率 ④/①
		ICT希望型件数 ②	ICT希望型件数		ICT 発注率 ②/①	ICT 実施率 ③/①			
			加点あり ③	加点なし					
本庁	5	5	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
村本	61	41	15	11	4	24.6%	18.0%	18	29.5%
西村山	27	18	7	6	1	25.9%	22.2%	6	22.2%
北村山	29	19	8	3	5	27.6%	10.3%	6	20.7%
最上	50	37	12	4	8	24.0%	8.0%	6	12.0%
置本	44	26	10	4	6	22.7%	9.1%	4	9.1%
西置賜	28	20	10	6	4	35.7%	21.4%	7	25.0%
庄内	69	50	19	9	10	27.5%	13.0%	11	15.9%
計	313	216	81	43	38	25.9%	13.7%	58	18.5%

☆ 令和6年度(4月～ガイドライン改定前)

発注地域	発注件数 ①	総合評価件数				総合評価		ICT 実施件数 ④	ICT 実施率 ④/①
		ICT希望型件数 ②	ICT希望型件数		ICT 発注率 ②/①	ICT 実施率 ③/①			
			加点あり ③	加点なし					
本庁	4	4	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
村本	33	24	0	0	0	0.0%	0.0%	6	18.2%
西村山	15	9	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
北村山	19	11	5	2	3	26.3%	10.5%	3	15.8%
最上	38	28	4	2	2	10.5%	5.3%	4	10.5%
置本	17	11	4	3	1	23.5%	17.6%	3	17.6%
西置賜	15	8	5	4	1	33.3%	26.7%	4	26.7%
庄内	41	29	9	3	6	22.0%	7.3%	5	12.2%
計	182	124	27	14	13	14.8%	7.7%	25	13.7%

☆ 令和6年度(ガイドライン改定後～10月)

発注地域	発注件数 ①	総合評価件数				総合評価		ICT 実施件数 ④	ICT 実施率 ④/①
		ICT希望型件数 ②	ICT希望型件数		ICT 発注率 ②/①	ICT 実施率 ③/①			
			加点あり ③	加点なし					
本庁	1	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
村本	28	17	15	11	4	53.6%	39.3%	12	42.9%
西村山	12	9	7	6	1	58.3%	50.0%	6	50.0%
北村山	10	8	3	1	2	30.0%	10.0%	3	30.0%
最上	12	9	8	2	6	66.7%	16.7%	2	16.7%
置本	27	15	6	1	5	22.2%	3.7%	1	3.7%
西置賜	13	12	5	2	3	38.5%	15.4%	3	23.1%
庄内	28	21	10	6	4	35.7%	21.4%	6	21.4%
計	131	92	54	29	25	41.2%	22.1%	33	25.2%

※随意契約及び250万円未満(当初設計金額)の工事を除いた件数

※新ガイドラインは、7月1日以降施行伺いから適用のため、7月11日以降の公告または8月2日以降入札の工事を対象としてデータを整理

※港湾事務所、庄内空港事務所は庄内、山形空港事務所は北村山に発注地域を分類

※ICT実施件数には部分活用も含む

② ICT部分活用の取組状況

ICT活用工事で部分活用を希望して取り組んでいる企業は、村山総合支庁の本庁舎発注工事のみとなっている。

発注地域	工事名	予定価格 (千円)	部分活用項目				
			3次元起 工測量	3次元設 計データ 作成	ICT建設 機械によ る施工	3次元出 来形管理 等の施工	3次元 データの 納品
村本	令和6年度道路施設長寿命化対策事業(緊急・舗装)主要地方道山形羽入線舗装修繕工事	17,721	○	○	—	○	○
村本	令和5年度(明許)道路施設長寿命化対策事業(補助・修繕・補正・公所)主要地方道山形朝日線三河橋橋梁補修耐震補強工事	118,569	協議中				
村本	令和6年度(債務負担行為)河川整備補助事業(防災安全)野呂川河川改修(農道橋)工事	199,100	協議中				
村本	令和6年度街路整備事業(補助・無電柱化)3・2・5旅籠町八日町線舗装工事	134,629	協議中				
村本	令和6年度(明許)交通安全道路事業(補助)主要地方道山形朝日線道路改良工事(第2工区)	183,117	協議中				

※今年度のガイドライン改定を受け、部分活用(2項目以上)に取り組む工事

③ その他デジタル技術の取組状況

その他デジタル技術の活用は、現時点で遠隔臨場の取組がほとんどである。

- * 施工計画の打合せ時に、できるだけデジタル技術を活用するよう受注者に促していただきたい。また、受注者から活用できるデジタル技術の提案を積極的に受けていただきたい。

発注地域	工事名	予定価格 (千円)	活用技術	備考
村本	令和5年度道路施設長寿命化対策事業(交付金・県道舗装)一般県道荒谷原崎線舗装修繕工事	77,220	遠隔臨場	R5工事
村本	令和6年度道路施設長寿命化対策事業(緊自債・舗装)一般県道天童山寺公園線外舗装修繕工事	23,331	遠隔臨場	R6工事
村本	令和6年度街路整備事業(補助・無電柱化)3・2・5旅籠町八日町線舗装工事	134,629	遠隔臨場	R6工事(ICT部分活用と併せて対応)
北村山	令和5年度土砂災害対策事業(砂防自然災害防止)姫ヶ沢溪流保全工事	34,716	遠隔臨場	R5工事
北村山	令和5年度(ゼロ県債)土砂災害対策事業(砂防自然災害防止)姫ヶ沢溪流保全工事	26,455	遠隔臨場	R6工事
最上	令和5年度(明許繰越)土砂災害対策事業(防災安全・地すべり)柳淵上部斜面对策工事	261,547	遠隔臨場	R6工事
最上	令和5年度(明許繰越)(債務負担行為)道路施設長寿命化対策事業(補助・橋梁更新・補正)主要地方道新庄次子村山線堀内橋橋梁下部(A1)工事	228,030	検査システム	R6工事
西置賜	令和4年度(明許)道路改築事業(防災安全・補正)一般国道287号(杉山(2))道路改良工事	157,025	杭ナビ	R5工事
西置賜	令和5年度(明許)道路改築事業(防災安全)一般国道287号(杉山(2))道路改良工事	123,475	杭ナビ	R6工事(ICT活用と併せて対応)

④ やまがた I C T 支援隊の活用状況

➤ 支援隊員登録企業数

地域別支援隊員企業数	全県	村山	最上	置賜	庄内
企業数	19	9	3	2	5

➤ 支援隊の活用件数(支援場所別)

支援内容	全県	村山	最上	置賜	庄内
技術指導・助言	28	12		6	10
普及・支援活動	1				1
講習会・研修・セミナー	9	8		1	
合計	38	20	0	7	11

やまがた I C T 支援隊の活用状況については、最上地区を除く地区で工事受注者等に対する技術指導・助言の支援、村山地区、置賜地区については講習会等への支援の実績がある。

- * ICT 施工に取り組む企業、特に部分活用に取り組む企業に対し、支援隊の制度について紹介し、積極的な活用を促していただきたい。また、今年度は災害対応により支援隊として思うような活動ができなかった測量設計業会においても、今後、積極的な支援活動をお願いしたい。

2) メンテDX

目標指標	現状値	指標値		
県土整備部が管理する件管理インフラ施設※の定期点検におけるデジタル技術の導入	0%	R 6	R 7	R 8
		40%	60%	80%

※対象施設は「橋梁」「舗装」「道路法面」「ダム」「砂防施設」

① 対象5施設の対応状況

対象施設	実施状況
橋梁	R6 橋梁定期点検においてデジタル技術を導入済み。 (UAV による点検、AI 画像計測技術によるコンクリートひび割れ解析など)
舗装	路面性状調査との相関は確認できたが、画質等により AI による診断に差異が生じるなど、本格運用のためには、写真データの保管や、AI 診断の品質確保のための検討が必要。 劣化速度や劣化傾向は検討がおおむね完了し、計画通り次年度から補修設計への反映が可能と考えている。
道路法面	三次元点群データを取得し、プラットフォームを構築し R6 年度内に運用開始する予定のため、R6 達成見込
ダム	R6 ダム点検におけるデジタル技術導入の実施状況（実地検証）は下記のとおり。 ①UAV 及び 3 次元レーザスキャナを活用した法面の細部調査（不陸マップ作成） ・月光川ダム：フィルダム部 ②ROV（水中ドローン）を活用した水中不可視部調査 ・温海川ダム：非常用ゲート、スクリーン ③点検ロボット技術等を活用した水圧鉄管内部調査 ・温海川ダム：水圧鉄管内部 ④UAV を活用した堤体等の細部調査、クラックマップ等の作成 ・最上小国川流水型ダム：堤体、天端高欄、洪水吐ピア、洪水吐導流壁、減勢工
砂防施設	7 月豪雨後に UAV を活用して砂防堰堤の堆砂状況等を確認（R6 達成） また、改訂作業中の「砂防関係施設長寿命化計画」において、UAV など新技術を活用した点検方法等を盛り込む予定。

令和 6 年度中に「橋梁」「道路法面」「ダム」「砂防施設」においてデジタル技術の導入完了の見込みであるため、指標値は 80%となる。

*** 来年度以降導入予定の施設についても、引き続きデジタル技術の導入を推進し、令和 8 年度末までに対象 5 項目全てについて導入が完了するよう取り組んでいただきたい。**

3) 行政DX

目標指標	現状値	指標値		
公共工事の入札契約から納品までの一連の事務手続きにおけるデジタル化施策※の実施率	20%	R 6	R 7	R 8
	(R 5)	40%	60%	80%

※「競争入札参加資格審査の電子申請（建設工事、コンサル・材料）」「履行保証・前払金保証の電子化」「総合評価落札方式における意見聴取の Web 化」「建設業許可・経営事項審査の電子申請」「オンライン電子納品」

① 対象5施策の対応状況

対象施策	実施状況
競争入札参加資格審査の電子申請（建設工事、コンサル・材料）	建設工事は令和4年度より順次導入を行い、令和5年度より本格的な導入を行っている。工事材料は令和5年11月より、測量コンサルは令和6年8月より、電子申請の試行導入中であり、令和7年度の本格的導入に向け検証を行っている。
履行保証・前払金保証の電子化	令和5年10月から導入済
総合評価落札方式における意見聴取の Web 化	令和6年度より試行・課題検討、令和7年度より本格運用予定。
建設業許可・経営事項審査の電子申請	電子申請の導入は R5 導入済み。手数料納付のキャッシュレス化は会計課と調整のうえ R7 末から導入予定。通知書の電子交付は、システムの運営会社が全国統一の電子署名の導入を検討中。
オンライン電子納品	令和6年10月1日より試行を開始（対象は予定価格3千万円以上の土木一式工事）。令和7年度は試行対象を業務委託等にも拡大する予定。

「オンライン電子納品」の試行着手により、令和6年度の目標である40%は達成となる。

***引き続き残りの施策についてデジタル化の実施を進める。令和8年度末までには、対象5項目全てについて導入を完了するよう取り組んでいく。**

4) 人材 DX

目標指標	現状値	指標値		
土木・総合土木職員※ ¹ における3次元CADに熟練した職員の割合※ ²	12.5% (R5)	R6	R7	R8
		20%	40%	70%

※1 県土木・総合土木職のうち、実務を担当する技師級～主査級職員

※2 3次元CAD操作研修の受講割合

① 3次元CADの参加状況

発注機関	3次元CAD研修受講者数			技師級～主査級 職員数②	受講率 ①/②
	R5	R6	計①		
本庁	6	0	6	74	8.1%
村本	10	5	15	42	35.7%
西村山	3	1	4	18	22.2%
北村山	4	1	5	18	27.8%
最上	3	0	3	33	9.1%
置本	6	7	13	26	50.0%
西置賜	4	0	4	19	21.1%
庄内	8	0	8	42	19.0%
計	44	14	58	272	21.3%

※技師級～主査級職員数は、県土整備部に在籍する職員数。

R5については受講枠20名×2日開催、R6については受講枠20名×3日開催（村山2日、置賜1日）を設け実施したところ、R5については上限以上の職員が受講したが、R6については予定を大幅に下回った。

* 令和6年度は災害査定業務、災害支援業務等により受講機会が得られなかった職員が多数と想定されるが、受講者数増加のため、来年度以降は対面での研修会だけでなく、オンデマンド方式での研修開催を検討するため、職員に対し積極的に研修を受講するよう周知いただきたい。

I C T 活用工事の取組企業数について

○ 令和元年度以降の I C T 取組企業数

ICT に取り組んでいる企業のほとんどは、土木一式の A ランクの企業であり、各公所とも A ランク企業の半数程度の企業が取り組んでいる状況である。

* 今後、取組企業の固定化が懸念されることから、総合評価の ICT 希望型で ICT 施工を希望しない受注者に対しても、施工計画の打合せ時にできるだけ ICT 施工に取り組むよう促していただきたい。

本店 所在	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1～R6	新規取組企業		土木一式 Aランク
								R5	R6	
村本	2	1	1	1	6	9	11	3	5	24
西村山	0	0	0	2	3	2	4	1	1	8
北村山	1	0	1	1	4	3	6	3	2	11
最上	2	1	2	2	7	4	9	4	1	17
置本	0	0	1	5	7	2	8	3	0	14
西置賜	2	1	0	0	2	2	4	2	0	10
庄内	1	3	1	6	14	9	21	11	2	45
計	8	6	6	17	43	31	63	27	11	129

※本店所在地域別にICTに取り組んだ企業数をまとめたもの。

※他地域での受注実績も含む。

※部分活用の実績も含む。

○ 令和 5、6 年度の金額区分別の I C T 取組件数

今年度の取組みの金額区分は、昨年度と比べて 3 千万円～ 8 千万円の区分が多くなっている。これは、舗装工事の取組が多くなっていることが要因と考えられる。

金額区分	R5	R6	R6ガイドライン改訂前	R6ガイドライン改訂後
1千万円～ 3千万円	5	10	4	6
3千万円～ 8千万円	13	29	15	14
8千万円 以上	45	19	6	13
計	63	58	25	33

※部分活用の実績も含む。

○ 令和 5、6 年度の工種区分別の I C T 取組件数

工種区分	R5	R6	R6ガイドライン改訂前	R6ガイドライン改訂後
土木一式 工事	35	26	7	19
舗装工事	19	27	16	11
とび・土工・コン クリート工事	9	5	2	3
計	63	58	25	33

※部分活用の実績も含む。

令和 6 年度研修の実施状況を踏まえた課題等について

1 建設 D X 関連研修の実施状況

➤ 各研修の参加者数

研修会		参加人数	
		R5	R6
公共調達スキルアッププログラム	建設 DX 研修	462 名	置賜：77 名 村山：108 名
建設 DX 推進事業	I C T 活用体験会	16 名	40 名
	I C T 活用工事に関するセミナー	43 名	38 名
	I C T 活用工事に関する講習会	45 名	第 4 四半期予定
その他県主催研修	D X 体験・研修試行工事（仮）	—	第 4 四半期予定
その他（山形県を含む官民団体で構成）主催研修	新技術体験学習会（学生向け）	日新中：20 名 産技短：12 名	日新中：約 20 名 産技短：27 名
	新技術体験学習会（職員向け）	28 名	第 4 四半期予定
	i-Construction・インフラ D X セミナー	66 名	55 名
	基礎技術講習会（I C T・U A V）	61 名	52 名
	基礎技術講習会（インフラ D X）	9 名	全 10 回×1 名
	基礎技術講習会（インフラ D X）山形開催	—	18 名
	E E 東北	約 13900 名	約 17100 名
民間主催研修	建設産業育成支援セミナー	各回 80 名上限	各回 80 名上限
	土木施工管理技士継続学習セミナー	—	481 名
	山測 Revolution2024	—	563 名
	B I M / C I M セミナー	会場 100 名 Web1000 名	会場 100 名 Web1000 名

R6 実施の各種研修については受講者数が R5 に比べて減少した研修が多かった。7 月豪雨災害を受けて公共調達スキルアッププログラム「建設 D X 研修」を 4 地区開催から村山・置賜 2 地区開催に縮小したものの、それ以外の研修については当初の予定通り開催している。

受講アンケートにおいて「自治体職員が少ない」との意見があった。

＊若手職員に限らず、できるだけ多くの職員が研修に参加いただけるよう取り計らっていただきたい。

2 建設 D X 関連研修の課題と対応

➤ 座学と現場研修のバランス。「I C T 技術」と「その他デジタル技術」を活用出来る工事の見学会を増やす。

- * 座学については、各研修で共通する部分が多い。座学と現場研修がセットの研修では座学に時間を取られ、現場研修の時間が少なくなっている。来年度は、現場研修に特化した回数を増やし、各地区で開催することとする。
- 導入コスト、ランニングコスト、活用できるまでに掛かる時間など、できるだけ具体的な内容を盛り込んだ研修も必要。
- * 建設DX推進事業にて実施しているICT見導入企業の経営者向けの研修「ICT活用工事に関するセミナー」の内容を、現在の導入事例紹介を主体とした内容から、より具体性を持った内容に見直し開催することとする。
- 学生向け研修が東北みらいDX・i-Construction 連絡調整会議として実施している新技術体験会のみで、受講者が限定されているため、学生向け研修の拡大が必要。
- * 学生向けに、建設DX推進事業において、建設工事現場で新たに導入されているデジタル技術を活用した施工現場での見学会の開催を検討する。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の
改正（R6.12.13 施行）に係る情報技術の活用に関する概要

建設業法抜粋

（建設工事の適正な施工の確保のために必要な措置）

第二十五条の二十八 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講ずる前項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

3 国土交通大臣は、前二項に規定する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

（令六法四九・追加）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律抜粋

（公共工事の適正な施工の確保のために必要な措置）

第十六条 公共工事についての建設業法第二十五条の二十八の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「特定建設業者」とあるのは、「建設業者」とする。

- * 「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」を国土交通省が策定（R6.12.13）
- * 上記内容を含む「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について」を送付（R6.12.13付け建企第422号）

※国土交通省が策定した指針に関する HP アドレス

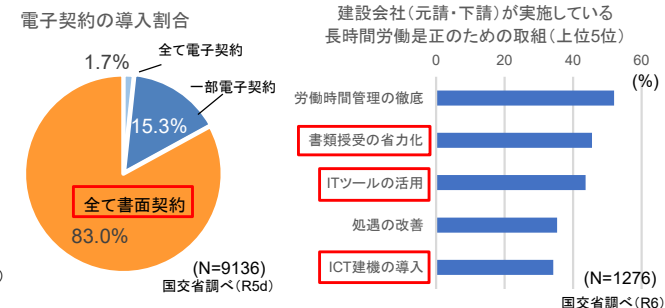
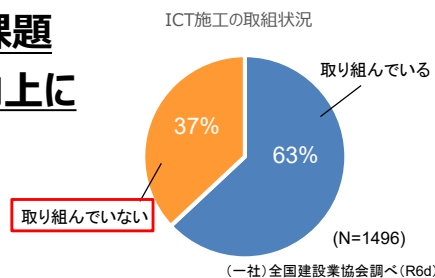
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00037.html





背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可欠**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ①ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ②ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ③ICTを活用した現場管理の指針作成(国)
- ④公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

赤字 事業者の取組

青字 国・発注者の取組

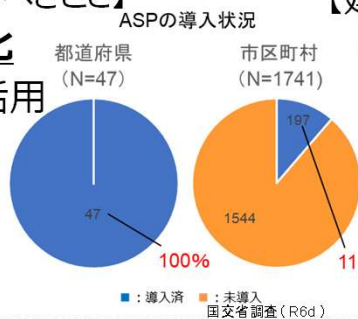
ICT指針の概要

- （主なポイント）
- **建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題**
 - **特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠**
 - 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、**発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠**
 - 建設業者間での**共同での新技術の開発・研究の促進**による、さらなる技術開発推進が必要
 - 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
 - **i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現**

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- ・ **元請・下請間の書類等のやり取りの合理化**
- ・ **CCUS、建退共電子申請方式**の積極的活用
- ・ **電子契約**等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事における**ASP**の積極的活用、**書類の簡素化**が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

<留意点(例)>

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上



ウェアラブルカメラ



3Dレーザースキャナー